<table>
<tr><th>頁</th><th>現行（2026年３月修正）</th><th>修正（2026年10月修正）</th><th>備考</th></tr>
<tr><td></td><td>第１編　総則</td><td>第１編　総則</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第１章　計画の目的・方針</td><td>第１章　計画の目的・方針</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>第２節　計画の性格及び基本方針</td><td>第２節　計画の性格及び基本方針</td><td></td></tr>
<tr><td>402

403</td><td>（略）
（３）住民の生命、身体及び財産を守るため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、その具体的推進に努めるものとする。
　なお、原子力災害に係る対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（平成24年12月３日告示）を十分に尊重するものとする。</td><td>（略）
（３）住民の生命、身体及び財産を守るため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者がとるべき基本的事項等を定めるものであり、その具体的推進に努めるものとする。
　なお、原子力災害に係る対策においての専門的・技術的事項については、原子力規制委員会の「原子力災害対策指針」（2025年10月３日一部改正）を十分に尊重するものとする。</td><td>愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第４節　災害の想定</td><td>第４節　災害の想定</td><td></td></tr>
<tr><td>404</td><td>（略）
（２）原子力災害
（略）
　なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。
<table>
<tr><td rowspan="3">美浜発電所</td><td rowspan="10">関西電力株式会社</td><td rowspan="3">福井県三方郡美浜町丹生</td><td>１号機</td><td>2017.4.19
廃止措置計画認可・
廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>２号機</td><td>2017.4.19
廃止措置計画認可・
廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>３号機</td><td>定期点検中</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td rowspan="4">大飯発電所</td><td rowspan="4">福井県大飯郡おおい町大島</td><td>１号機</td><td>廃止措置計画認可・
廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>２号機</td><td>廃止措置計画認可・
廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>３号機</td><td>運転中（118.0万kW）</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>４号機</td><td>運転中(118.0万kW)</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td rowspan="4">高浜発電所</td><td rowspan="4">福井県大飯郡高浜町田ノ浦</td><td>１号機</td><td>運転中(82.6万kw)</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>２号機</td><td>運転中(82.6万kw)</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>３号機</td><td>定期点検中</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>４号機</td><td>運転中（87.0万kW）</td><td>加圧水型</td></tr>
</table></td><td>（略）
（２）原子力災害
（略）
　なお、この計画において想定する県外の原子力発電所等は、次表のとおりである。
<table>
<tr><td rowspan="3">美浜発電所</td><td rowspan="10">関西電力株式会社</td><td rowspan="3">福井県三方郡美浜町丹生</td><td>１号機</td><td>2017.4.19
廃止措置計画認可・
廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>２号機</td><td>2017.4.19
廃止措置計画認可・
廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>３号機</td><td>運転中（82.6万kW）</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td rowspan="4">大飯発電所</td><td rowspan="4">福井県大飯郡おおい町大島</td><td>１号機</td><td>廃止措置計画認可・
廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>２号機</td><td>廃止措置計画認可・
廃止措置中</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>３号機</td><td>運転中（118.0万kW）</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>４号機</td><td>定期検査中</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td rowspan="4">高浜発電所</td><td rowspan="4">福井県大飯郡高浜町田ノ浦</td><td>１号機</td><td>運転中(82.6万kw)</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>２号機</td><td>定期検査中</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>３号機</td><td>運転中（87.0万kW）</td><td>加圧水型</td></tr>
<tr><td>４号機</td><td>運転中（87.0万kW）</td><td>加圧水型</td></tr>
</table></td><td>愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正</td></tr>
<tr><td></td><td>第５節　緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</td><td>第５節　緊急事態における判断及び防護措置実施に係る基準</td><td></td></tr>
<tr><td></td><td>（略）</td><td>（略）</td><td></td></tr>
</table>

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
411	表２　各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて １．沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 警戒事態を判断するＥＡＬ（⑭に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。） ①原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 緊急事態区分における措置の概要：体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	表２　各緊急事態区分を判断する EAL の枠組みについて １．沸騰水型軽水炉（実用発電用のものに限り、東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第43条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合又は原子炉容器内に照射済燃料集合体が存在しない場合を除く。） 警戒事態を判断するＥＡＬ（削除） ①原子炉の運転中に原子炉保護回路の１チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと、又は原子炉の非常停止が必要な場合において、原子炉制御室からの制御棒の挿入操作により原子炉を停止することができないこと、若しくは停止したことを確認することができないこと。 緊急事態区分における措置の概要：体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
412	⑫当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑬当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑭東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑮オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑯当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑰その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 （略）	⑫当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑬当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 （削除） ⑭オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑮当該原子炉施設において新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑯その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 （略）	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
421	５．実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合に限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの 警戒事態を判断するＥＡＬ（④に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。）／緊急事態区分における措置の概要 ①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。／体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 ②当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ④東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑤オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑥その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 （略）	５．実用発電用原子炉（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設のうち、１号炉、２号炉、３号炉及び４号炉を除く。）に係る原子炉の運転等のための施設（当該施設が炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合しない場合に限る。）であって、使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する施設であって照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却されたものとして原子力規制委員会が定めたもの及び使用済燃料貯蔵槽内に照射済燃料集合体が存在しない施設以外のもの （削除）／緊急事態区分における措置の概要 ①使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと、又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないこと。／体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 ②当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ③当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 （削除） ④ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 （略）	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
424	７．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの 警戒事態を判断するＥＡＬ （⑧に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。） ①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ②使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑦当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ⑧東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ⑨オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑩当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑪その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 緊急事態区分における措置の概要 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 （略）	７．使用済燃料貯蔵槽内にのみ照射済燃料集合体が存在する原子炉に係る原子炉の運転等のための施設（実用発電用原子炉に係るものにあっては、炉規法第４３条の３の６第１項第４号の基準に適合するものに限る。）であって、試験研究用原子炉施設及び照射済燃料集合体が十分な期間にわたり冷却するものとして原子力規制委員会が定めた施設以外のもの 警戒事態を判断するＥＡＬ （削除） ①非常用交流母線が一となった場合において当該非常用交流母線に電気を供給する電源が一となる状態が15分間以上継続すること、全ての非常用交流母線からの電気の供給が停止すること、又は外部電源喪失が３時間以上継続すること。 ②使用済燃料貯蔵槽の液位が一定の液位まで低下すること。 ③原子炉制御室及び原子炉制御室外操作盤室からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ④原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑤重要区域において、火災又は溢水が発生し安全機器等の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑥当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ⑦当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 （削除） ⑧オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑨当該原子炉施設において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合（竜巻、洪水、台風、火山等）。 ⑩その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 緊急事態区分における措置の概要 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。 （略）	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
428	９．原子炉の運転等のための施設（１．から８．までに掲げるものを除く。） 警戒事態に該当するＥＡＬ （③に掲げるものについては、中部電力株式会社浜岡原子力発電所に設置される原子炉に係る原子炉の運転等のための施設に限る。） 緊急事態区分における措置の概要 ①当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ②当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 ③東海地震予知情報又は東海地震注意情報が発表された場合。 ④オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑤その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	９．原子炉の運転等のための施設（１．から８．までに掲げるものを除く。） 警戒事態に該当するＥＡＬ （削除） 緊急事態区分における措置の概要 ①当該原子力事業所所在市町村において、震度６弱以上の地震が発生した場合。 ②当該原子力事業所所在市町村沿岸を含む津波予報区において、大津波警報が発表された場合。 （削除） ③ オンサイト統括が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ④ その他原子炉の運転等のための施設以外に起因する事象が原子炉の運転等のための施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など、委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 体制構築や情報収集を行い、住民防護のための準備を開始する。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第２編　災害予防	**第２編　災害予防**	
	第１章　放射性物質災害予防対策	**第１章　放射性物質災害予防対策**	
	第４節　原子力災害に対する医療機関の把握	**第４節　原子力災害に対する医療機関の把握**	
436	放射線被ばく者の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び町は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。	被ばく傷病者等の措置については、専門医の診断が必要とされるが、県内に原子力災害に対応する医療機関が存在しないため、県及び町は、あらかじめ専門医を置く国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の県外の原子力災害拠点病院等の連絡先を把握する。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第２章　原子力災害予防対策	**第２章　原子力災害予防対策**	
	第８節　健康被害防止に係る整備	**第８節　健康被害防止に係る整備**	
439	（略） ４　町及び県は、スクリーニング及び人体の除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。	（略） ４　町及び県は、避難退域時検査及び簡易除染が迅速に実施できるよう、体制の整備を図る。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第３編　災害応急対策	**第３編　災害応急対策**	
	第２章　放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策	**第２章　放射性同位元素取扱事業所等における放射性物質災害発生時の応急対策**	
	第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	**第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保**	
444	（略） ２　事故等の発生に係る文部科学省への届出 事業者は、１の事態が生じた場合、遅滞なく文部科学省へ届出を行う。	（略） ２　事故等の発生に係る原子力規制庁への届出 事業者は、１の事態が生じた場合、遅滞なく原子力規制庁へ届出を行う。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第３節　警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置	**第３節　警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、避難誘導等の措置**	
	（略）	（略）	

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
445	２　周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。	２　周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護措置を行うものとする。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第 10 節　医療関係活動	**第 10 節　医療関係活動**	
446	（１）　町及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 （２）　町及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	（１）　町及び県は、放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 （２）　町及び県は、被ばく傷病者等の措置については、避難退域時検査及び簡易除染の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害に対応する医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第３章　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策	**第３章　核燃料物質等の輸送中の事故における応急対策**	
447	基本方針 （略） ○　地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、県地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。	基本方針 （略） ○　地震、風水害等の大規模災害に伴い原子力災害が発生した場合は、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護措置、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、県地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第６節　住民等に対する屋内退避、避難指示	**第６節　住民等に対する屋内退避、避難指示**	
449	（略） ４　周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。	（略） ４　周辺住民等の避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け 県警察は、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺民、旅行者、滞在者等に対する避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護措置を行うものとする。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第８節　医療関係活動	**第８節　医療関係活動**	
449	（１）　町及び県は、放射線被ばく及び放射線汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 （２）　町及び県は、放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	（１）　町及び県は、放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 （２）　町及び県は、被ばく傷病者等の措置については、避難退域時検査及び簡易除染の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第４章　県外の原子力発電所等における異常時対策	**第４章　県外の原子力発電所等における異常時対策**	
	基本方針	基本方針	

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
452	（略） ○　地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、県地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。	（略） ○　地震、風水害等の大規模災害時に県外の原子力発電所等に係る事故等が発生した場合には、停電等により情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護措置、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることから、県地域防災計画の地震災害対策計画又は風水害等災害対策計画も踏まえて対処するものとする。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	**第１節　情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保**	
452	（略） ４　気象情報の提供 名古屋地方気象台は、県から４原子力事業者の県外の原子力発電所等における異常時の通報を受けた場合、必要に応じて放射能影響の早期把握に資する防災気象情報を県に提供するものとする。	（略） ４　気象情報の提供 名古屋地方気象台は、県から４原子力事業者の県外の原子力発電所等における異常時の通報を受けた場合、必要に応じて放射線被ばくの影響の早期把握に資する防災気象情報を県に提供するものとする。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第７節　国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動	**第７節　国等からの指示に基づく屋内退避、避難誘導等の防護活動**	
455	（略） ２　国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 （略） （３）県警察は、市町村が上記（２）の措置を講ずる場合、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護活動を行うものとする。	（略） ２　国等からの指示に基づく屋内退避及び避難誘導 （略） （３）県警察は、市町村が上記（２）の措置を講ずる場合、市町村と緊密に連携し、人命の安全を第一に、周辺住民、旅行者、滞在者等に対する屋内退避、避難の誘導及び屋内退避の呼び掛け、その他の防護措置を行うものとする。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第８節　医療関係活動	**第８節　医療関係活動**	
455	（１）　町及び県は、放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 （２）　町及び県は、放射線被ばく者が生じた場合には、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	（１）　町及び県は、放射線被ばく及び汚染の可能性が認められるような場合は、避難退域時検査及び簡易除染の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。 （２）　町及び県は、被ばく傷病者等が生じた場合には、避難退域時検査及び簡易除染の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる原子力災害拠点病院等に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第 12 節　飲料水・食品等の摂取制限等	**第 12 節　飲料水・食品等の摂取制限等**	
457	（略） ３　汚染された食品等の流通防止 （略） ※１　新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が１年以上のすべての核種	（略） ３　汚染された食品等の流通防止 （略） ※１　新たな基準値では、福島原発事故後に放出されたと考えられる放射性物質のうち、半減期が１年以上のすべての核種	

頁	現行（2026 年３月修正）	修正（2026 年 10 月修正）	備考
	（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。 　放射性物質を含む食品からの被ばく線量は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間１ミリシーベルトを超えないように設定。	（セシウム134、セシウム137、ストロンチウム90、プルトニウム、ルテニウム106）を考慮。 　放射性物質を含む食品からの放射性核種濃度は、セシウム以外の核種は測定に非常に時間がかかるため、新たな基準値では、セシウムと他の核種の比率を用いて、移行経路ごとに放射性セシウムとの比率を算出し、合計して年間１ミリシーベルトを超えないように設定。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正
	第４編　災害復旧	**第４編　災害復旧**	
	第９節　災害地域に係る記録等の作成	**第９節　災害地域に係る記録等の作成**	
460	１　災害地域住民の記録 　町は、避難及び屋内避難措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。	１　災害地域住民の記録 　町は、避難、一時移転及び屋内退避等の防護措置をとった住民に対し、災害時に当該地域に所在した旨の証明、また、避難所等においてとった措置等を記録する。	愛知県地域防災計画の修正を踏まえた修正